

序 最高裁大法廷判決は、選挙の投票権の価値が憲法の平等の要求に反する状態に至っていても、投票日の時点で、「(立法裁量のための)合理的期間」の末日を徒過していなければ、選挙は、「違憲」ではないとする、「合理的期間」の法理を採用している。主権者有志は、「合理的期間」の法理自体が憲法96条違反と強く主張する。

しかし、仮に「合理的期間」の法理に乗ったとしても、7月参院選の「合理的期間」の末日は、その投票日(13/7/21(予定)以下同。)には、徒過済である。よって、7月参院選(選挙区選挙)は違憲無効である。

I 平成24年最高裁大法廷判決の示す「2つの憲法上の基準」

1 平成24年最高裁大法廷判決は、「2つの憲法上の基準」(即ち、①「参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見出しがない」(同判決文11頁)②「これ(都道府県。引用者注)を参議院議員の選挙区の単位としなければならない」という憲法上の要請はない)(同判決文12頁)

を示した。本件選挙は、「4増4減」法改正の下に行われる。

ところで、「4増4減」は、(1)都道府県を選挙区の単位とするもので、かつ(II)1票の格差(最大)は、4.75倍であって、'12/12月の衆院選の1票の格差(最大)・2.43倍に劣後する。

よって、本件選挙は、平成24年最高裁大法廷判決の上記①、②の「2つの憲法上の基準」に照らし、憲法の投票価値の平等の要求に反している、と解される。

II 7月参院選の「合理的期間」の起算日

1 平成24年最高裁大法廷判決(13頁)は、「当裁判所が平成21年大法廷判決においてこうした参議院議員の選挙制度の構造的問題及びその仕組み自体の見直しの必要性を指摘したのは本件選挙(10/7/11。引用者注)の約9ヶ月前のことであり、…」(強調引用者)

と記述する。よって、平成24年最高裁大法廷判決は、「合理的期間」の起算日は、平成21年最高裁大法廷判決日(09/9/30)と解している。

2 7月参院選が違憲か否かは、「合理的期間」の末日が投票日(13/7/21)に徒過済か否かによって決される

平成24年最高裁大法廷判決によれば、本件選挙が「違憲」か「合憲」かは、「合理的期間」が、その起

算日(09/9/30)～投票日(13/7/21)の3年10ヶ月弱の間に徒過済であるか否かによって決せられる。

3 15の違憲高裁判決は、「合理的期間は、長くても、1年9ヶ月弱」と解している

ところで、平成25年に言渡された17の選挙訴訟の高裁判決のうち、2つの違憲無効判決、13の違憲違法判決は、全て、「合理的期間」は徒過済であると認定した。

平成23年最高裁大法廷判決の判決言渡日(11/3/23)～衆院選の投票日(12/12/16)の間は年9ヶ月弱であるため、2つの違憲無効高裁判決及び13の違憲違法高裁判決は、「合理的期間」は、長くても、**1年9ヶ月弱**と解していると理解される。

4 15の違憲高裁判決の認定した「合理的期間」の起算日は、平成23年最高裁大法廷判決日又はそれ以前

15の違憲高裁判決の合理的期間の起算日は、**平成23年最高裁大法廷判決日**(11/3/23)又はそれ以前と解される。

5 「合理的期間」の長さは、衆院選と参院選で、差異はない

そして、衆院選と参院選の「合理的期間」の長さは、原則、衆院選のそれ(=1年9ヶ月弱。上記3参照)と同一と解される。けだし、衆院も、参院も、ともに立法院を構成している以上、参院選の「合理的期間」の長さが、衆院選のそれ(=1年9ヶ月弱)より、より長くあるべきであるとする合理的理由がないからである。

国が、もし「そうではない」と主張するのであれば、国は、「参院選の「合理的期間」の長さが、衆院選についてのそれより、より長くあるべきである」との立証責任を負う。

6 (小括)

第1に、本件選挙の「合理的期間」は上記3.5に示したとおり、長くても、**1年9ヶ月弱**である。

(1) 違憲状態国会議員は、当該選挙の「違憲・無効」判決については、

第2に、本件選挙の「合理的期間」の起算日は、上記1のとおり、'09/9/30である。

第3に、本件投票日(13/7/21)は、「合理的期間」の起算日('09/9/30)から3年10ヶ月弱後である。

よって、本件選挙の「合理的期間」は、本件投票日(13/7/21)の時点では既に満了済である。

従って、本件選挙は、違憲である。

正に「パリパリの利害関係者」である。

(2) (憲法を尊重・擁護する義務(憲法99条)を負う)裁判官は、「合理的期間」がどの程度の長さであるかを、憲法の定める投票価値の平等の要求に照らし、正確に判断することが要求される。

裁判官は、違憲状態国会議員が立法するという憲法の予定していない、「国家レベルの異常事態」が可能な限り短くなるように、「合理的期間」の長さを決定する義務を負っている(憲法99条)。

3 (1) 裁判官は、国が主張する「合理的期間」の**全ての日数**が、憲法の要求する選挙制度の抜本的改正を成立させるために**合理的に必要な日数**であったか否かを、「合理的期間」を構成する**毎日を1つ、1つ組上に載せて、正確に評価すべき、憲法上の義務を負っている**(憲法99条)。

(2) 米国連邦地裁(ベンシルバニア州中部地区)が、'02/4/8に人口較差(最大:19人)の当時の選挙区割りを違憲と判断し、3週間以内に、米国連邦憲法に沿った選挙区割り法案を提出するよう命じたところ、State(州)は、同命令の9日後('02/4/17)に人口較差(最大:1人)の新しい「選挙区割り改正法」を立法した。

(i) この一票の住所差別問題に対する米国連邦地裁の命令の認められた「立法改正のための猶予期間」が僅か3週間以内であったことと、(ii)State(州)がその命令に対して、9日間のスピードで立法化した「迫力満点の2つの事実」は、日本の裁判所が、「合理的期間」とは、どの程度の長さが合理的に必要な長さとして認められるかを判断する際の、一つの参考事例となろう。

V 獅少年

1 最高裁は、国会議員の目から見ると獅少年である

(1) 平成16(04)年最高裁大法廷判決(参院)

ア 当該選挙の1票の格差(最大):1対5.06。

イ 9名の判事(多数意見)は、合憲と判断した。

ウ 但しその中の4名は、「選挙制度の抜本的な見直しが必要である」旨の補足意見を述べた。

エ 最高裁判官の定員(全15名)の中の6名は、「違憲・違法」の反

対意見を述べた。

オ (小括)

10名(=6名(違憲の反対意見)+4名(補足意見))は、「憲法は選挙制度の見直しを要求している」旨の意見を述べた。

(2) 平成18(06)年最高裁大法廷判決(参院)

ア 当該選挙の1票の格差(最大):1対5.13。

イ 10名の判事(多数意見)は、合憲と判断した。

ウ 但しその中の3名は、「選挙制度の抜本的な見直しを求める補足意見」を述べた。

エ 全15名の中の5名は、「違憲・違法」の反対意見を述べた。

オ (小括)

8名(=5名(違憲の反対意見)+3名(補足意見))は、「憲法は選挙制度の見直しを要求している」旨の意見を述べた。

カ 国会議員は、平成18年最高裁大法廷判決を見て、違憲無効判決でないことを確認し、最高裁を獅少年と思った、と推察する。

(3) 平成21(09)年最高裁大法廷判決(参院)

ア 当該選挙の1票の格差(最大):1対4.86。

イ 10名の判事(多数意見)は、「合憲」と判断したものの、その法廷意見の中に、「…最大差の大幅な縮小を図ることは困難であり、これを行おうとすれば、現行の選挙制度の仕組み自体の大幅な見直しが必要なことは否定できない。…国会において、違やがに投票価値の平等の重要性を十分に踏まえて適切な検討が行われることが望まれる」との意見を明記した(同判決文8頁)。

ウ 5名は、「違憲・違法」との反対意見を述べた。

エ (小括)

15名(=5名(違憲の反対意見)+10名(多数意見))が、「憲法は、選挙制度自体の抜本的見直しを要求している」旨記述した。

カ 国会議員は、平成21年最高裁大法廷判決を見て、違憲無効判決でないことを確認し、最高裁を獅少年と再び思った、と推察する。

(4) 平成24(12)年最高裁大法廷判決(参院)

ア 当該選挙の1票の格差(最大):1対5.00。

イ 13名の判事は、「当該選挙は違憲

意見広告

(シリーズ4)

状態である」旨の多数意見を述べた。

ウ 3名は、「当該選挙は、違憲・違法」との反対意見を述べた。

カ 国会議員は、平成24年最高裁大法廷判決を見て、違憲無効判決でないことを確認し、最高裁を獅少年と二度思った、と推察する。

2 最高裁は、国会議員によって、平成16(04)年選挙(参院)(選挙区間の人口較差(最大):1対5.13)で、顔に泥を塗られ(1回目)、

平成19(07)年選挙(参院)(同1対4.86)で、顔に泥を塗られ(2回目)、

平成22(10)年選挙(参院)(同1対5.00)で、顔に泥を塗られた(3回目)。

最高裁、高裁が萬一平成25(13)年選挙(選挙区間の人口較差:1対4.75.4増4減改正法により)でも、「違憲」判決を回避すると、国民(主権者)の目からみると、顔に4回目の泥を塗られても、最高裁、高裁が尚その屈辱に静かに耐えているように見える。

*13/5/2朝日新聞の世論調査によれば、有効回答者の86%は、「一票の格差はできるだけ小さくべきである」に賛成である。

主権者(国民)は、最高裁判事、高裁判事が、違憲状態国会議員の手で、顔に4回目の泥を塗られても、静かに耐え続けること」を望んでいない。

VI 国家権力たる司法が、国家権力とは縁もゆかりもない人々(=違憲状態国会議員)に負けるのではなく、国家権力として示しがつかない

『平成24年最高裁大法廷判決が「違憲状態」選挙と判決済の選挙で当選した人々』は、憲法上の「正当に選挙された国会における代表者」に該当しない。即ち、同人らは、「国家権力とは縁もゆかりもない人々」である。

他方で、裁判官は、国家権力の三本柱の一つ(司法)を構成する。

かかる裁判官という国家権力が、国家権力とは縁もゆかりもない違憲状態国会議員によって、その顔に泥を塗られても、尚耐え続けること」は、『国家のあるべき仕組み』として、あってはならないことである。

深刻である。

な工程表」に照らし、選挙制度の見直し改訂法(案)の国会提出までに合理的に必要な期間(=「合理的期間」)の末日は、**平成23年度末(11/12/31)**と解される。よって、「合理的期間」は、本件投票日(13/7/21)には徒過済である。

5 違憲状態参院議員は、西岡参院議長の「たたか台」の改定案(第2回検討会)[9ブロック制]1票の格差:1対1.06

が存在する。

(立証責任を負う)国が、「上記合計13ヶ月強の空白期間が、違憲状態国会議員が、憲法の定める投票価値の平等の要求に沿った立法するために合理的に必要な期間であつた」と立証することは、困難であろう。

よって、本件選挙の「合理的期間」は、本件投票日(13/7/21)の時点では既に徒過済である。

4 '10/5/21に、専門委員会は、同委員会作成の、「今後の大きな工程表」に題する書面が添付された報告書を江田参院議長に提出した。

「今後の大きな工程表」は、**平成23年度中に選挙制度の見直しをする公選法改正案を国会に提出する旨**明記している。

更に、同報告書は、

「真剣な協議の結果、平成22年の通常選挙に係る定数較差は正に見送り、

平成25年の通常選挙に向け選挙制度の見直しを行うこととなった。(略)

委員の間でも、選挙制度の仕組みの見直しの必要性については、共通の理解ができた。」

と明記している。

即ち、**全専門委員**(民主3名)、自民(2名)、公明(1名)、共産(1名)、社民(1名)の各会派の代表参院議員)が、「**平成23年度中に、選挙制度の見直しをする公選法改正案を国会に提出する旨**明記している。

全委員が同意した「今後の大きな

工程表」に照らし、選挙制度の見直し改訂法(案)の国会提出までに合理的に必要な期間(=「合理的期間」)の末日は、**平成23年度末(11/12/31)**と解される。よって、「合理的期間」には、含まれない。

よって、本件選挙の「合理的期間」の末日は、本件投票日(13/7/21)の時点では既に徒過済である。

6 民主党、自民党が「11/8/26に検討会に提出した選挙制度改革案には、下記①～②の定数削減(案)が盛り込まれていた。

①民主党案:比例代表で20名削減。

②自民党案:比例代表で2名～18名削減。選挙区選挙で4名削減。

参院全国1区・非拘束名簿式比例

代表は、人口比例選挙である。当該比

例代表の定員を現時点で削減するこ